

航空機登録件数の解説

航空機登録件数（年報・月報）は、航空法及び航空機抵当法に基づき国に登録された航空機について、その申請件数、登録機数及び登録免許税額を集計したものです。

集計は登録免許税法別表第一「三 航空機の登録（航空機の信託の登録を含む。）」の区分によっています。

登録の種類の説明は、以下をご覧ください。

法：航空法、抵当法：航空機抵当法、登録令：航空機登録令

| 登録の種類 | 説明 |
|-----------------------------|--|
| 1. 新規登録及び移転登録 | |
| イ. 新規登録 | 我が国の国籍を有しない航空機を新たに登録したとき（法5条、登録令33条） |
| ロ. 移転登録 | 登録航空機の所有者に変更があったとき（法7条の2、登録令34条） |
| 2. 抵当権の設定の登録 | 登録航空機に抵当権（根抵当権を含む）を設定したとき（抵当法5条、登録令39条～42条） |
| 3. 抵当権の移転の登録 | 登録航空機に設定された抵当権（根抵当権を含む（ただし、4. のときを除く））が他の者に移転したとき（登録令44条～46条） |
| 4. 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録 | 登録航空機に設定された根抵当権の一部が他の者に移転したとき又は航空機に設定された根抵当権の一部が当該根抵当権者である法人の分割により他の者に移転したとき（登録令46条の2、46条の3） |
| 5. 抵当権の順位の変更の登録 | 登録航空機に設定された抵当権（根抵当権を含む）の順位が変更されたとき（登録令43条の2） |
| 6. 信託の登録 | |
| イ. 抵当権の信託の登録 | 抵当権（根抵当権を含む）の設定又は移転と同時に抵当権を信託したとき等（登録令50条） |
| ロ. 抵当権以外の権利の信託の登録 | 航空機の新規登録、移転登録の原因事実と同時に信託したとき等（登録令50条、52条1項、57条2項） |

| 登録の種類 | 説明 |
|---|--|
| <p>7. 仮登録</p> <p>イ. 所有権の移転の仮登録 又は所有権の移転請求権 の保全のための仮登録</p> <p>ロ. その他の仮登録</p> | <p>航空機の移転登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき又はその請求権を保全しようとするとき（登録令 26 条） ※所有権移転請求権保全の仮登録など</p> <p>抵当権の設定、移転、変更若しくは消滅の登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき又はその請求権を保全しようとするとき（登録令 26 条） ※抵当権設定請求権保全の仮登録など</p> |
| <p>8. 登録事項の変更の登録</p> <p>イ. 航空機の変更の登録</p> <p>ロ. その他の変更の登録</p> | <p>登録航空機の定置場、所有者の氏名又は名称及び住所に変更があったとき（法 7 条）</p> <p>上記以外の変更があったとき（登録令 52 条 2 項、53 条～55 条、57 条 2 項）</p> |
| <p>9. 附記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（1～8を除く）</p> | <p>左記のとき（登録令 19 条、21 条、22 条、25 条、43 条、43 条の 3、46 条、46 条の 4）</p> |
| <p>10. 登録の抹消</p> <p>イ. 航空機の登録の抹消</p> <p>ロ. その他の登録の抹消</p> | <p>登録航空機が滅失したとき、解体したとき等（法 8 条、登録令 23 条、24 条）</p> <p>抵当権（根抵当権を含む）や仮登録などを抹消するとき（登録令 24 条の 2～25 条、29 条、32 条、38 条 2 項、47 条、56 条、57 条 2 項）</p> |
| <p>11. その他の登録</p> | <p>1～10以外のときにする登録（登録令 30 条、38 条 1 項）</p> |